

平成 28 年 7 月 15 日

お客様並びに関係者各位

ベル債権回収株式会社
代表取締役 武本 哲洸

法務省による業務改善命令に関するお知らせ

弊社は、平成 28 年 7 月 15 日、法務省より債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条の規定に基づく業務改善命令を受けました。

このたびは、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

弊社は、このたびの業務改善命令の内容を真摯に重く受け止め、速やかに改善に取り組むとともに、法令遵守体制及び内部統制の充実・強化の構築を図り、全社一丸となりまして業務改善に向け、全力を尽くす所存でございます。

皆様におかれましては、今後とも、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1. 業務改善命令の内容について

法務省による業務改善命令の内容は、以下のとおりでございます。

- ① 法令遵守体制を構築すること。
- ② 内部統制の充実・強化を図ること。
- ③ 本命令の発令日から 1 か月以内に、上記①及び②に関する改善措置の具体的内容及びその実施時期を明らかにした業務改善計画を策定し、その内容を書面で報告すること。
- ④ 上記③の業務改善計画を計画どおりに実施すること。
- ⑤ 上記③の業務計画の実施が完了するまでの間、その実施状況を 3 か月ごとに書面で報告すること。

2. 改善策について

業務改善命令に対する改善策については、以下の内容を骨子に、具体的な改善策及びその改善計画を早急に決定し、確実に実行いたします。

- ① 法第 19 条第 2 項に規定する譲受け制限者に対する債権譲渡を防止するため、債権譲渡先の調査・確認体制を構築するなど、反社会的勢力の排除に向けた社内態勢を構築いたします。
- ② 社内におけるリスク管理態勢を構築いたします。
- ③ 業務を適切に分離・分担させることにより、役職員の権限・責任を明確化し、業務管理及び相互牽制が有効に機能する組織態勢を構築いたします。
- ④ 不備事例の発生を防止できる態勢を構築いたします。
- ⑤ 上記④の態勢の実効性を自ら検証することのできる内部監査態勢を構築いたします。
- ⑥ 業務の遂行に必要となる社内規則を再整備し、社員全員が遵守する態勢を構築いたします。

以上